

○石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱

平成30年5月17日

告示第126—1号

(目的)

第1条 ひとり親家庭の子どもの心身の健全な発達を保障し、親と子に安定した生活環境を提供するため、様々な課題を抱えて困窮しているひとり親家庭等に対して、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定に基づく「母子保護の実施」に準じた支援を行い、地域の中で自立した生活を営むことができることを目的として、石垣市ひとり親家庭生活支援事業(以下「本事業」という。)を実施するものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、石垣市内でひとり親家庭に対する支援に実績がある団体に本事業を委託することができる。

(事業内容)

第3条 受託事業者は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) ひとり親家庭の自立につなげるため、民間アパート等の賃貸物件を活用して居室を確保するとともに生活全般に係る支援を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ひとり親家庭の生活の向上及び子どもの健やかな育ちにつながる支援事業等を行うものとする。

(支援期間)

第4条 支援居室の提供により、ひとり親家庭への生活支援等を行う期間(以下「支援期間」という。)は、原則1年とする。ただし、1年を経過する前に本事業の委託契約満了日が到来する場合は、当該委託契約満了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、支援期間を延長することができる。ただし、延長の期間は、1年を超えないものとする。

(実施体制)

第5条 受託事業者は、本事業の委託契約を締結した後に、生活支援コーディネーターを配置するものとする。

(支援対象世帯)

第6条 本事業で支援するひとり親家庭(以下「支援対象世帯」という。)は、支援対象世帯の親が次の要件を全て満たすものであって、生活、住宅、教育、就職等の問題により、当該親が監護すべき児童の福祉に欠ける家庭とする。

- (1) 市内に原則3か月以上住所を有するもの

(2) 次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者と死別した者で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

イ 離婚した者で現に婚姻をしていないもの

ウ 配偶者の生死が明らかでないもの(警察に行方不明の捜索願を提出している場合に限る。)

エ 婚姻によらないで母又は父となった者で現に婚姻をしていないもの

(3) 18歳未満の児童を養育しているもの

(4) 本事業の支援期間内に自立に向けた具体的な目標、意欲等があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本事業の支援対象外とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する住宅扶助を受けているとき。

(2) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条に規定する公営住宅に入居しているとき。

(3) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条に規定する生活困窮者住居確保給付金を受けているとき。

(4) 本事業の支援を利用したことがあるもの

(申請手続)

第7条 支援希望者は、石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、受託事業者を経由して市長に提出するものとする。

(1) 支援希望者及び監護すべき児童に係る住民票の写し(本事業において支援対象となる児童と住民票を別にする場合は、当該児童に係る住民票の写しを含む。)

(2) 支援希望者及び監護すべき児童に係る戸籍の謄本(本事業において支援対象となる児童と戸籍を別にする場合は、当該児童に係る戸籍の謄本を含む。)

(支援の決定)

第8条 受託事業者は、前条の支援申込書を受理した場合はこれを調査し、支援決定委員会を開催しなければならない。

2 市長は、支援決定委員会による協議の上、支援対象世帯の決定を行うものとする。

3 市長は、前項の決定等を行うために必要な基準を別に定めるものとする。

4 市長は、第2項に基づく支援対象世帯の決定又は不承認が行われた後に、当該支援希望者に石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援対象決定(不承認)通知書(様式第2号)を送付する。

5 受託事業者は、支援決定した当該支援対象世帯に係る石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援概要書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(支援の延長)

第9条 受託事業者は、前条の規定に基づき本事業の支援対象として決定した支援対象世帯の支援期間の延長が必要と認めた場合は、石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援延長協議書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の協議書が提出された場合は、支援期間の延長が必要かどうかを判断し、石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援延長決定(不承認)通知書(様式第5号)を受託事業者に送付するものとする。

(支援の終了)

第10条 市長は、支援対象世帯が次のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

(1) 支援期間(第4条第2項の規定に基づき支援期間を延長した場合は、当該延長後の支援期間をいう。以下同じ。)が終了したとき。

(2) 支援対象世帯の親から支援終了の申し出があったとき。

(3) 支援対象世帯の親が監護すべき児童がいなくなったとき。

(4) 支援対象世帯の親又は児童が死亡したとき。

(5) 支援対象世帯の親又は児童が長期にわたる傷病疾病等により支援が困難と認められるとき。

(6) 基準に基づき支援を取り消すべきと決定したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき支援を終了した場合は、当該支援対象世帯の親に石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援終了通知書(様式第6号)を送付するものとする。

3 受託事業者は、第1項の規定により支援を終了した場合は、当該支援対象世帯に係る石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援終了報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 本事業において支援対象世帯に提供する支援居室に係る費用(敷金、礼金、家賃及び共益費)は受託事業者において負担するものとする。ただし、支援期間の終了に伴い支援居室から退去する場合における原状回復等に係る費用については、支援対象世帯の親が負担するものとする。

2 本事業において支援期間内における生活等に係る費用(光熱水費、駐車場代、生活費等)は、支援対象世帯の親が負担するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 受託事業者は、市の関係部署、児童の通学する学校及び保育所、児童相談所、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談所等の関係機関と密接に連携し生活支援に当たらなければならない。

(報告)

第13条 受託事業者は、毎月、石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援月報(様式第8号)に生活支援コーディネーターの出勤管理簿の写し、車両運行日誌の写し及び業務日誌を添えて市長に提出しなければならない。

(経理区分及び関係書類の保管)

第14条 受託事業者は、本事業に関する経理については、受託事業者の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。

2 受託事業者は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業の中止)

第15条 受託事業者は、やむを得ない事情により本事業を中止する場合は、石垣市ひとり親家庭生活支援事業中止承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容等を精査し、やむを得ないと判断したときは、石垣市ひとり親家庭生活支援事業中止承認通知書(様式第10号)を受託事業者に送付するものとする。

(実績報告)

第16条 受託事業者は、本事業が完了したとき(前条の規定に基づき本事業の中止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日以内又は本事業の契約締結日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(委託料の確定)

第17条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、書類等の審査及び調査を行い、本事業の実施内容が適当と認めたときは、委託料の額を確定し、石垣市ひとり親家庭生活支援事業委託料の確定について(様式第12号)を送付するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第163—1号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の石垣市ひとり親家庭生活支援モデル事業実施要綱の規定によりなされた申請は、改正後の石垣市ひとり親家庭生活支援モデル事業実施要綱に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成31年告示第52—1号)

この要綱は、交付の日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第96—2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石垣市長 様

住 所
氏 名 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援申込書

石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり、支援申込書を提出します。

記

区分	ふりがな	続柄	生年月日	性別	就業又は 就学状況等	備考
	氏 名					
支援希望者		本人	年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
支援を希望する理由						
支援希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
支援居室希望地						

[添付書類] 住民票の写し 戸籍の謄本 自立目標及び支援内容確認書（別紙）

様式第1号 (別紙)

自立目標及び支援内容確認書

項目		現在	3ヵ月後	6ヵ月後	9ヵ月後	1年後 (自立目標)
家計	状況及び目標					
	支援内容					
就労	状況及び目標					
	支援内容					
生活	状況及び目標					
	支援内容					
子育て	状況及び目標					
	支援内容					

上記のとおり、本事業の支援を受け、支援期間内に自立目標を達成するために努力することを承諾します。

年 月 日 氏名

印

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石垣市長 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援対象決定（不承認）通知書

年 月 日付けで支援申込書の提出がありましたみだしのことについて、支援決定委員会での協議の結果、下記のとおり、決定（不承認）となりましたので通知します。

記

申込結果	決定 / 不承認（理由： ）
------	----------------

（決定内容）

区分	ふりがな	続柄	生年月日	性別	就業又は 就学状況等	備考
	氏名					
支援希望者		本人	年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
支援期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
支援居室住所地						

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者

事業者名

代表者名

印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援概要書

みだしのことについて、 年 月 日に協議し、決定した支援対象ひとり親家庭に係る支援概要書について、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援概要書 別紙のとおり

様式第3号(別紙)

石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援概要書

NO	支援対象ひとり親家庭				支援居室			支援期間	課題	今後の支援方針
	親	年齢	児童	年齢	地区	アパート名	家賃			
1										
2										
3										
4										
5										

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名
代表者名 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援延長協議書

みだしのことについて、 年 月 日に協議し、決定した支援対象ひとり親家庭について、支援期間の延長が必要であると認めるため、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援延長理由書 別紙のとおり

様式第4号 (別紙)

石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援延長理由書

NO	延長が必要なひとり親家庭				支援居室			現在支援期間	希望延長期間	延長が必要な理由
	親	年齢	児童	年齢	地区	アパート名	家賃			
1										
2										
3										
4										
5										

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名
代表者名 印

石垣市長 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援延長決定（不承認）通知書

年 月 日付けで協議書の提出のありました 年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業に係る支援の延長については、下記のとおり決定（不承認）としたので通知します。

記

協議結果	決定 / 不承認（理由： ）
------	----------------

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

石垣市長

印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援終了通知書

年 月 日付けで支援の決定をした石垣市ひとり親家庭生活支援事業については、下記のとおり支援が終了となりましたので通知します。

記

支援終了理由	石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第10条第 号に基づき、支援を終了する。
--------	---

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名
代表者名 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援終了報告書

みだしのことについて、 年 月 日に協議し、決定した支援対象ひとり親家庭については、下記のとおり支援を終了しましたので、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援終了報告書 別紙のとおり

様式第7号 (別紙)

石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援終了報告書

NO	支援対象ひとり親家庭				支援居室			支援期間	支援内容及び支援結果
	親	年齢	児童	年齢	地区	アパート名	家賃		
1									
2									
3									
4									
5									

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名
代表者名 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援月報（ 月分）

みだしのことについて、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 支援状況報告書 別紙のとおり
- 2 委託料執行状況
- 3 出勤管理簿の写し
- 4 車両運行日誌の写し
- 5 業務日誌

様式第8号 (別紙)

石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援状況報告書 (年 月分月報)

NO	支援対象ひとり親家庭				支援居室			支援期間	課題	支援状況
	親	年齢	児童	年齢	地区	アパート名	家賃			
1										
2										
3										
4										
5										

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名

代表者名 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業中止承認申請書

年 月 日付けで締結したみだしの委託事業について、下記のとおり中止したいので、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第15条の規定に基づき、提出します。

記

中止を予定する日	
中止の理由	
中止後の対応	

(注) 中止の理由が分かる関係資料を添付してください。

様式第10号(第15条関係)

第 号
年 月 日

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名
代表者名 印

石垣市長 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業中止承認通知書

年 月 日付けで提出のありました 年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業に係る中止の承認申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認理由	
------	--

様式第11号（第16条関係）

年 月 日

石垣市長 様

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者

事業者名

代表者名

印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業実績報告書

年 月 日付けで締結したみだしの委託事業が完了しましたので、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 委託料の執行状況

- | | |
|----------|---|
| (1) 委託金額 | 円 |
| (2) 支出金額 | 円 |

2 関係書類

- (1) 石垣市ひとり親家庭生活支援事業実績報告書
- (2) 石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援実績書（別紙）
- (3) 石垣市ひとり親家庭生活支援事業委託料執行状況
- (4) その他参考となる資料

様式第11号(別紙)

石垣市ひとり親家庭生活支援事業支援実績書

NO	支援対象ひとり親家庭				支援居室			支援期間	課題	支援実績
	親	年齢	児童	年齢	地区	アパート名	家賃			
1										
2										
3										
4										
5										

様式第12号（第17条関係）

第 号
年 月 日

石垣市ひとり親家庭生活支援事業受託事業者
事業者名
代表者名

印

石垣市長 印

年度石垣市ひとり親家庭生活支援事業委託料の確定について

年 月 日付けで締結したみだしの委託事業については、年 月
日付け実績報告書に基づき事業内容及び執行状況等を確認した結果、委託料の額を 円
と確定しましたので、石垣市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱第17条の規定に基づき
通知します。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第15条関係)

様式第10号(第15条関係)

様式第11号(第16条関係)

様式第12号(第17条関係)